



## 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年1月8日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称

株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽

## (2) 届出者の住所

高知市薊野南町28番12号

## (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A-MAX赤岡店

香南市赤岡町1930番地1

## (4) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1（建物南側）	111台
駐車場2（建物北側）	54台
駐車場3（建物南東側）	41台
駐車場4（建物南側地下）	41台

(変更後)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1（建物南側）	82台

駐車場2（建物南東側）	43台
駐車場3（建物東側）	38台

イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（建物南西側）	7台
駐輪場2（建物南東側）	66台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場（建物南側）	35台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設1（建物西側）	139平方メートル
荷さばき施設2（建物東側）	21平方メートル

(変更後)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設（建物東側）	216平方メートル

エ 廃棄物保管施設の位置及び容量  
(変更前)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設（建物西側）	54立方メートル

(変更後)

廃棄物保管施設の位置	容量

廃棄物保管施設1（建物北側）	9.6立方メートル
廃棄物保管施設2（建物東側）	23.3立方メートル
廃棄物保管施設3（建物南東側）	15.9立方メートル

オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
2箇所	駐車場1（建物南側）
2箇所	駐車場2（建物北側）
1箇所	駐車場3（建物南東側）

(変更後)

駐車場の自動車の出入口の数	位置
2箇所	駐車場1（建物南側）
1箇所	駐車場2（建物南東側）
1箇所	駐車場3（建物東側）

## (5) 変更年月日

駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物保管施設の位置及び容量の変更については令和3年7月14日、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更については令和2年12月1日

## 2 届出年月日

令和2年11月13日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
香南市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

<p><b>高知県告示第10号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町用居字ナガノチ丙4の2、丙4の5、丙8の1、丙8の2、丙9の1、丙10</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第11号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町大正北ノ川字イラス谷口510の1、字イラス621の3</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字イラス谷口510の1・字イラス621の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第12号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町安満地字大浦山460の2（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第13号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年11月農林省告示第1723号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>	<p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第14号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和44年8月農林省告示第1189号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第15号</b> 令和2年11月農林水産省告示第2224号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2452番地 イ 氏名 大井 泰江 (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2440番地 イ 氏名 川崎 邦夫 (3)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2418番地2 イ 氏名 小松 久高 (4)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2632番地</p>
--	---	---

イ 氏名 小松 梅太郎 (5)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2221番地	小松 宏 (16)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村岡ノ内81番地	大地 繁保 (27)ア 登記簿記載の住所 須崎市東古市町1番35号
イ 氏名 小松 久美恵 (6)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2512番地2	イ 氏名 杉本 匡 (17)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村別府452番地	イ 氏名 西森 定光 (28)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村瓜生野717番地
イ 氏名 清水 岩江 (7)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2519番地	イ 氏名 半田 廣志 (18)ア 登記簿記載の住所 横浜市神奈川区三枚町108番地7 ライオンズマン ション片倉町第3-405号	イ 氏名 川村 弁次 (29)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村瓜生野
イ 氏名 徳山 昭五郎 (8)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2354番地	イ 氏名 濱渦 裕彦 (19)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村南野山56番地	イ 氏名 石河 宗吉 (30)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村瓜生野637番地
イ 氏名 長崎 種代 (9)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1206番地	イ 氏名 伊東 福美 (20)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村増原157番地	イ 氏名 石河 宗吉 (31)ア 登記簿記載の住所 長岡郡吉野村瓜生野637番地
イ 氏名 長崎 信彦 (10)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野西町二丁目7番2-1号	イ 氏名 瀧石 美津子 (21)ア 登記簿記載の住所 高知市仁井田1903番地	イ 氏名 河邑 鶴喜 (32)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村川口194番地5
イ 氏名 松本 三女恵 (11)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2239番地	イ 氏名 山中 忠夫 (22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村長者丁1272番地	イ 氏名 杉本 宗利 (33)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町五百蔵39番地
イ 氏名 西本 篤郎 (12)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2439番地	イ 氏名 古味 守勝 (23)ア 登記簿記載の住所 静岡県沼津市松長142番地2	イ 氏名 岡本 嘉三郎 (34)ア 登記簿記載の住所 香美郡晝霞村有瀬871番地
イ 氏名 小松 エリコ (13)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2517番地1	イ 氏名 栗本 加栄子 (24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡浦ノ内村浦ノ内塩間56番地	イ 氏名 山本 楠喜 (35)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村永瀬684番地
イ 氏名 米沢 久美 (14)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2021番地1	イ 氏名 福本 兼松 (25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙2767番地	イ 氏名 猪野 多久治 (36)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々922番地
イ 氏名 谷口 家栄 (15)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2418番地2	イ 氏名 西森 雄二 (26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙2728番地	イ 氏名 猪野 泰幸 (37)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々3428番地
イ 氏名	イ 氏名	イ 氏名

<p>(38)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々2301番地 イ 氏名 猪野 文男</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 高知市長尾山町54番地12 イ 氏名 泉 照雄</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々3428番地 イ 氏名 猪野 八郎</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々 イ 氏名 猪野 與太郎</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1317番地2 イ 氏名 大石 幹雄</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 香美郡野市町大谷919番地1 イ 氏名 堀川 富喜世</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津1410番地 イ 氏名 川田 米吉</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津2336番地 イ 氏名 川田 和彰</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津141番地 イ 氏名 吉本 筆信</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲1947番地 イ 氏名 藤原 儀雄</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲34番地 イ 氏名 吉川 敏彦</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高知市高須東町3番25号 モーメントヤマイチ303 イ 氏名 野本 浩司</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 室戸市元甲855番地 イ 氏名 川上 繁治</p> <p>(51)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2301番ロ号地 イ 氏名 須藤 健二</p> <p>(52)ア 登記簿記載の住所 須崎市浦ノ内塩間56番地 イ 氏名 福本 兼松</p> <p>(53)ア 登記簿記載の住所 室戸市浮津242番地 イ 氏名 山本 正実</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和51年3月農林水産省告示第329号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p style="text-align: center;">----- 公 告 -----</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を令和2年12月18日に認可した。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 土地改良区の名称 高知南国土地改良区 2 認可番号 高知県土改第733号 3 その他 この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、香宗川左岸土地改良区の定款の変更を令和2年12月21日に認可した。 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。 令和3年1月8日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 処分をした年月日 令和3年1月8日 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 有限会社ツノ工業 代表取締役 津野 泰孝 高知市布師田3277番地1 高知県知事許可（般一1）第6843号 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）の取消し 4 処分の原因となった事実 有限会社ツノ工業の役員は、刑法（明治40年法律第45号）第208条の暴行の罪により、罰金10万円の刑が確定している（確定日：平成29年1月13日）ことが判明した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。</p>
--	--	--

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・11・17	号外68	◎規則	3	中 (38)	<u>知事許可漁業の種類</u>	知事許可漁業の種類
			7	中 (7)	<u>えん堤</u>	えん堤
				中 (24・25)	<u>えん堤</u>	えん堤
			9	左 (42)	<u>えん堤</u>	えん堤
			11	右 (9)	<u>(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)</u> <b>第43条</b> 湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動	<u>(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)</u> <b>第43条</b> 湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動
				右 (19)	(1) <u>竿づり及び手づり</u>	(1) <u>竿(さお)づり及び手づり</u>
			14	左 (6)	<u>小型機船底びき網漁業のうちえびこぎ網漁業</u>	<u>小型機船底びき網漁業のえびこぎ網漁業</u>